

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算取得サポート事業

処遇改善加算取得を 個別訪問により支援します！

群馬県社会保険労務士会が

「福祉・介護職員等処遇改善加算」取得をサポートします。
(初回算定及び上位区分取得時)

県内の障害福祉サービス事業所の85%※1が処遇改善加算等を取得し、基本給のアップに取り組んでいます。

令和6年6月以降、処遇改善に係る加算が一本化され、加算率の引き上げが行われました。

人材の採用、定着を図るためにも、この機に従業員の賃金を改善しましょう！

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得 (R6.4時点 県調査)

個別訪問によるサポート

社会保険労務士が事業所に訪問し、加算の取得に係る助言、計画書の作成補助を行います。 [申込方法 ▶裏面へ](#)

対象事業所	訪問支援回数・時間	費用
処遇改善加算の 新規取得、上位区分取得 を検討中の 県内の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等 ※R6.12～訪問系事業所以外にも対象拡大 ※中核市所在を含む ※加算未取得の事業所を優先	・賃金体系未作成事業所 最大4回 (1回あたり2.5時間程度) ・賃金体系作成済の事業所 最大2回 (1回あたり1.5時間程度)	無料

【相談窓口】群馬県社会保険労務士会

TEL: 027-253-5621

群馬県障害政策課委託事業

提出先：群馬県社会保険労務士会

Fax 027-253-5679

令和6年度 群馬県処遇改善加算取得サポート事業（障害）

個別訪問支援申込書

記入日 令和 年 月 日

法人名							
法人代表者							
(フリガナ)							
申込者名							
TEL			FAX				
Mail							
申込を行う事業所について、記載してください。 ※事業所番号が同一で、サービス区分の異なる加算算定対象サービスを一体的に実施しており、同一の就業規則が適用される等、労務管理が一体と考えられる場合は同一事業所とみなしますので、サービス種別は複数に○をしてください。							
事業所1	事業所名			事業所番号			
	サービス種別に○	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 施設入所支援 短期入所 療養介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設					
	所在地			労働者数	人		
事業所2	事業所名			事業所番号			
	サービス種別に○	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 施設入所支援 短期入所 療養介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設					
	所在地			労働者数	人		
事業所3	事業所名			事業所番号			
	サービス種別に○	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 施設入所支援 短期入所 療養介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設					
	所在地			労働者数	人		
事業所4	事業所名			事業所番号			
	サービス種別に○	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 施設入所支援 短期入所 療養介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設					
	所在地			労働者数	人		
事前確認項目		具体的な内容（該当する□に✓をしてください。支援時間の目安にします。）					
①	福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している。		□	いいえ	□	はい、より上位の区分を算定したい	
②	就業規則（労働者が10人未満の事業所で就業規則作成義務がない場合、就業規則に代わる内規等や賃金規定）を整備してある。			□	はい	□	いいえ
③	職位、職責、職務内容等に応じた任用要件を整備してある。			□	はい	□	いいえ
④	職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系を整備してある。			□	はい	□	いいえ
初回訪問相談希望日							
第1希望日		月 日 時～ 時		第2希望日		月 日 時～ 時	
第3希望日		月 日 時～ 時		第4希望日		月 日 時～ 時	
※提出日より7日以降の日付で、複数日時を記載してください。調整後、日程決定の連絡をいたします。							
※1回の訪問につき最大2.5時間程度の支援となります。2回目以降の訪問日は、初回相談後に別途調整。							